

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規 則

○財政調整基金等の管理運用に関する規則を廃止する規則 (財政課) 一
○事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (市町村課) 一

訓 令 甲

○特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令 (人事課) 二
○職員等の旅費支給規程の一部を改正する訓令 () 二
○勤務時間の特例を必要とする職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令 () 二
○文書規程の一部を改正する訓令 (私学文書課) 三
○公印規程の一部を改正する訓令 () 三

議 会

○宮城県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令 () 五
○宮城県労働委員会事務局文書取扱規程の一部を改正する訓令 () 五

規 則

財政調整基金等の管理運用に関する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十四号

ページ

財政調整基金等の管理運用に関する規則を廃止する規則

財政調整基金等の管理運用に関する規則(平成二年宮城県規則第三十六号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十五号

事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成十二年宮城県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の表一の項中「三の三の項タ」を「三の二の項タ」に改め、同表四の項を削り、同表五の項中「買受適格証明書交付規則」の下に「平成十三年宮城県規則第二十八号」を加え、同項を同表四の項とし、同表中六の項を五の項とし、七の項を六の項とし、同項の次に次のように加える。

七 表三十四の三の項ケに掲げる事務

特定非営利活動促進法施行細則(平成十年宮城県規則第七十一号)以下この項において「規則」という。に基づき事務のうち次に掲げるもの
イ 規則第二項及び第三項の規定による訳文等の受理(規則第十九条第二項において準用する場合を含む。)
ロ 規則第五項第二項及び第三項の規定による申請書の受理(規則第八項第三項及び第十九条第二項において準用する場合を含む。)
ハ 規則第六項第二項及び第三項の規定による登記事項証明書の写し等の受理
ニ 規則第七項第二項の規定による副本の受理
ホ 規則第八項第二項の規定による副本の受理
ヘ 規則第九項第二項の規定による副本の受理
ト 規則第十條第二項の規定による副本の受理
チ 規則第十一條第二項の規定による副本の受理
リ 規則第十二條の規定による副本の受理
ニ 規則第十五條第二項の規定による登記事項証明書
ル 規則第十六條第二項の規定による登記事項証明書
ロ 規則第十八條第二項の規定による登記事項証明書
ワ 規則第二十一條第二項及び第三項の規定による登記事項証明書の写し等の受理等

附 則
この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第二条の表一の項の改正規定は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第五号

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程（昭和六十年宮城県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「、建築安全推進室」及び「、室」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第六号

職員等の旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

職員等の旅費支給規程の一部を改正する訓令

職員等の旅費支給規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「、漁業指導船」を削る。

第九条第一項中第二十号を第二十一号とし、第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 支度料は、次のイ、ロ又はハに掲げる経費を旅行者に支給する必要があると所属長が認める

イ 外国旅行に係る損害保険の保険料

ロ 外国旅行に必要な携行品の賃借料

ハ その他人事課長が別に定める経費

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の職員等の旅費支給規程の規定（第七条第一項の規定を除く。）は、この訓令の施行の日以後に発する旅行から適用し、同日前に発した旅行については、なお従前の例による。

○宮城県訓令甲第七号

勤務時間の特例を必要とする職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

勤務時間の特例を必要とする職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

勤務時間の特例を必要とする職員の勤務時間に関する規程（昭和五十二年宮城県訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

別表第二第七号の表看護業務に従事する職員（以下「看護職員」という。）のうち看護師及び准看護師の項中「看護業務」を「病棟において看護の業務」に、「以下「看護職員」という。）のうち看護師及び准看護師」を「別表第三の規定の適用を受ける職員を除く。」に、「午後零時三十分から午後一時三十分までの間に四十五分及び午後四時三十分から午後五時三十分までの間に十五分間」を「同」に改め、同表看護職員のうち看護助手の項を削り、同表保育士及び児童指導員の項中「保育士及び児童指導員」を「生活指導の業務に従事する職員」に改め、別表第二中第十一号を削り、第十二号を第十一号とする。

別表第三中第十二号を第十三号とし、第五号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 拓桃医療療育センターに勤務する職員

| 適用 職員 | 区分 | 勤務 時間 | 休憩 時間 |
|----------|----|--------------------|---------------------------|
| 院長が命ずる職員 | 日勤 | 午前八時三十分から午後五時十五分まで | 午前十一時三十分から午後一時三十分までの間に一時間 |
| | 遅番 | 午前十時三十分から午後七時十五分まで | 同 |

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第八号

文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

文書規程の一部を改正する訓令

文書規程（昭和四十三年宮城県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中第五号を削り、第六号を第五号とする。

第二条第二項中「及び総合行政ネットワーク電子文書交換システム」を削る。

第五条中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号から第十号までを二号ずつ繰り上げる。

第五条の二第一項中「前条第三号から第五号まで」を「前条第三号」に改める。

第九条中「（総合行政ネットワーク文書を除く）」を削る。

第十条第一項第一号中「第十一号」を「第十号」に改め、同項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、同項第十一号中「総合行政ネットワーク文書」を削り、同号を同項第十号とし、同条第三項第一号中「第十一号」を「第十号」に改め、同項第八号を削り、同項第九号中「第一項第九号口」を「第一項第八号口」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十号を第九号とし、同項第十一号中「総合行政ネットワーク文書」を削り、同号を同項第十号とし、同条第四項中「第十一号」を「第十号」に改める。

第十三条中「同条第三項第九号」を「同条第三項第八号」に改める。

第十八条第三号中「（昭和五十六年内閣告示第一号）」を「（平成二十二年内閣告示第二号）」に改める。

第二十四条第二項及び第三項中「第五条第六号」を「第五条第四号」に改める。

第三十三条第一項及び第二十三号の二中「総合行政ネットワーク文書及び」を削る。

第三十四条第一項中「総合行政ネットワーク文書」を削り、同条第二項中「を及び」を「及び」に改め、「総合行政ネットワーク文書情報及び」を削り、同条第三項中「総合行政ネットワーク文書」を削り、同条第四項中「総合行政ネットワーク文書及び」及び「総合行政ネットワーク文書にあつては主任又は電子文書取扱主任が、電子申請システム文書にあつては」を削る。

第三十五条第三項を削る。

別表第一第二号②中「建安推第

号

「建安安全推進室」を

「住第 復住第 号

住宅課 復興住宅整備室」に、

「気振第 号

宮城県気仙沼地方振興事務所 宮城県気仙沼地方振興事務所水産漁港部」を

「気振第 号

宮城県気仙沼地方振興事務所」に、

「王補第 新宮第 号

宮城県王城寺原補償工事事務所」を

「王補第 新宮第 号

宮城県王城寺原補償工事事務所」に、

「仙塩港第 号

宮城県仙塩釜港湾事務所 宮城県仙塩釜港湾事務所塩釜支所」を

「仙塩港第 号

宮城県仙塩釜港湾事務所」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第九号

公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

公印規程の一部を改正する訓令

公印規程（昭和三十四年宮城県訓令甲第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二号の表1の項中

| | | |
|-------|-----------|---------|
| 地方振興事 | 務所水産 | 漁港部用 |
| 方二八 | | |
| 宮 城 県 | 知 事 印 | 宮 城 県 |
| 振 興 用 | 地 方 振 興 用 | 振 興 用 |
| 部 | 水 産 漁 港 | 水 産 漁 港 |
| 部 | 水 産 漁 港 | 水 産 漁 港 |
| 部 | 水 産 漁 港 | 水 産 漁 港 |
| 部 | 水 産 漁 港 | 水 産 漁 港 |

を

| |
|---|
| 地方振興事 務所水産 漁港部用 |
| 方 一八 |
| 宮 城 県 知 事 職 務 代 理 者 印 |
| 仙台地方振興事 務所水産漁港部用 |
| 部 水 振 仙 産 興 台 漁 事 地 港 務 方 長 所 方 |

| | |
|------------------------------------|---------------------------------|
| 地方振興事 務所水産 漁港部用 | |
| 方 一八 | |
| 宮 城 県 知 事 職 務 代 理 者 印 | |
| (地 方 振 興) 事 務 所 水 産 漁 港 部 用 | |
| 部 水 振 仙 産 興 台 漁 事 地 港 務 方 | 部 水 振 仙 産 興 台 漁 事 務 所 地 方 |

| |
|---------------------------------|
| 地方振興事 務所水産 漁港部用 |
| 方 一八 |
| 宮 城 県 知 事 印 |
| 仙台地方振興事 務所水産漁港部用 |
| 部 水 振 仙 産 興 台 漁 事 務 所 地 方 |

に改め、
同表8の項中

を

に改め、
同表2の項中

| | |
|-------------------------------------|-----------------------------------|
| 文 一 書 用 般 | 文 一 書 用 般 |
| 方 〇 | 方 〇 |
| 宮 城 県 仙 台 塩 釜 港 湾 事 務 所 長 之 印 | 宮 城 県 (土 木 事 務 所 名) 長 之 印 |
| 塩 釜 支 所 用 | (地 域 事 務 所 名) 用 |
| 塩 釜 支 所 長 港 湾 事 務 所 仙 台 塩 釜 | 所 各 地 域 事 務 所 長 務 所 |

を

| |
|-------------------------------------|
| 文 一 書 用 般 |
| 方 〇 |
| 宮 城 県 仙 台 地 方 振 興 事 務 所 長 之 印 |
| 水 産 漁 港 部 用 |
| 部 水 振 仙 産 興 台 漁 事 務 所 地 方 |

に

| | |
|--|-------------------------------------|
| 文 一 書 用 般 | |
| 方 〇 | |
| 宮 城 県 (地 方 振 興 事 務 所 名) 長 之 印 | |
| 水 産 漁 港 部 用 | |
| 港 水 振 氣 部 産 興 仙 長 漁 事 務 沼 務 所 地 方 | 港 水 振 仙 部 産 興 台 長 漁 事 務 所 地 方 |

を

| |
|---|
| 文 一 書 般 用 用 |
| 方 二 〇 |
| 宮 城 県 (土 木) 事 務 所 (名) 印 長 之 印 (地 域 事 務 所 名) 用 |
| 所 各 地 土 長 域 域 木 務 事 務 務 務 務 所 所 所 |

に改め、同表11の項中

| |
|--|
| 機 地 関 方 用 方 |
| 方 二 八 |
| 宮 城 県 (所 名) 現 金 (取) 員 (之) 水 産 漁 港 部 用 |
| 員 気 仙 台 の 沼 地 方 振 興 事 務 所 水 産 漁 港 部 の 現 金 取 扱 員 |
| 員 現 金 取 扱 員 産 漁 港 部 興 事 務 所 水 産 漁 港 部 興 事 務 所 水 産 漁 港 部 興 事 務 所 水 産 漁 港 部 興 事 務 所 |

を

| |
|--|
| 機 地 関 方 用 方 |
| 方 二 八 |
| 宮 城 県 (所 名) 現 金 (取) 員 (之) 水 産 漁 港 部 用 |
| 員 現 金 取 扱 員 産 漁 港 部 興 事 務 所 水 産 漁 港 部 興 事 務 所 水 産 漁 港 部 興 事 務 所 水 産 漁 港 部 興 事 務 所 |
| 員 現 金 取 扱 員 産 漁 港 部 興 事 務 所 水 産 漁 港 部 興 事 務 所 水 産 漁 港 部 興 事 務 所 水 産 漁 港 部 興 事 務 所 |

に改める。

附 則
この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

議 会

○宮城県議会訓令甲第三号

宮城県議会議事事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

宮城県議会議長 中 村 功

宮城県議会議事事務局処務規程の一部を改正する訓令

宮城県議会議事事務局処務規程（昭和五十一年宮城県議会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。
第十三条第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号から第九号までを二号ずつ繰り上げる。

第十三条の二第一項中「前条第三号及び第四号に掲げる事務並びに総合行政ネットワーク電子文書交換システムを使用することにより県又は他の地方公共団体との間で交換する文書（以下「総合行政ネットワーク文書」という。）の收受」を「総合文書システムによる文書の收受登録及び配布」に改める。

第十六条第六号を次のように改める。

六 総合文書システムにより受信した文書情報は、総務課において文書收受簿に登録の上、出力することにより書面を作成し、当該書面の余白に收受印を押し主務課に配布すること。

第十六条第七号中「入出力装置で受信した情報」の下に「総合文書システムにより受信した文書に関する電子情報を除く。」を加え、「（総合行政ネットワーク文書を除く。）」を削る。

第二十二条第一項中「（総合行政ネットワーク文書を除く。）」を削る。

第二十二條の二を削る。

第二十三条中「（総合行政ネットワーク文書を除く。）」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

労 働 委 員 会

○宮城県労働委員会訓令甲第一号

宮城県労働委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

宮城県労働委員会

会 長 菅 原 通 孝

宮城県労働委員会事務局文書取扱規程の一部を改正する訓令

宮城県労働委員会事務局文書取扱規程（平成十七年宮城県労働委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中第四号を削り、第五号を第四号とする。

第五条中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第六条第一項中「前条第三号及び第四号に掲げる事務並びに」を削る。

第九条第一項第一号中「第五号」を「第四号」に改め、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同項第五号中「総合行政ネットワーク文書及び」を削り、同号を同項第四号とし、同項中第六号を第五号とする。

第十五条第一項中「(総合行政ネットワーク文書を除く。以下この条において同じ。)」を削る。

第十六条第一項中「及び総合行政ネットワーク文書」を削り、同条第三項中「いい、総合行政ネットワーク文書情報の送信を除く」を「いう」に改め、同条第四項中「及び総合行政ネットワーク文書」を削り、「それぞれの」を「その」に改め、同条第五項を削る。

第十七条第三項を削る。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。